

無償化に関するQA

	質問	回答
1	無償化となる対象者を教えてください	対象期間に松戸市立小学校に在籍し、給食を喫食している全ての児童が対象です。
2	無償化になるために申請が必要ですか	今回の無償化に関しては、保護者様の手続きは不要です。
3	私立学校や県立学校に通う児童生徒も無償化になりますか	松戸市立小学校の児童を対象としているため、私立学校や県立学校に通っている場合は対象となりません。

弁当持参に関するQA

	質問	回答
1	アレルギーや宗教上の理由等で給食を食べられない場合、補助はありますか	松戸市立小学校に在籍し、弁当等を持参する全ての生徒へ給食費相当分を給付しますので、弁当支援の申請をしてください。
2	弁当等持参者に対する補助は申請が必要ですか	補助金給付となるため、申請が必要です。松戸市オンライン申請システムの弁当等持参支援より、申請してください。※オンライン申請が初めての方は、利用登録が必要です。
3	「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合、弁当等支援の対象となりますか。	松戸市立小学校に在籍し、市が設置している「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合は、弁当等支援の対象となります。 ※ひと月すべて給食を停止している場合は、「昼食費支援事業」の対象になり得ますので、概要を確認ください。
4	長期欠席者は弁当等支援の対象となりますか。	弁当等支援事業は、市が設置している施設に通っている児童を対象としているため、不登校等で自宅にいる場合は対象外です。 ただし、長期欠席者に対する昼食費支援事業が対象となり得ますので、概要をご覧いただき、対象となる場合は、ご申請ください。
5	私立学校や県立学校・フリースクールに通っている子は弁当等支援の対象となりますか。	弁当等支援事業は、市が設置している施設に通っている児童を対象としているため、私立学校や県立学校・フリースクールに通っている場合は対象外です。
6	すでに生活保護・就学援助の認定を受けていますが、弁当等持参者支援の対象となりますか。	生活保護・就学援助等により、弁当等の支援を受けていない場合は対象となります。
7	弁当等持参者支援の申請期限を過ぎても対象となりますか。	保護者様の口座へ支給するために準備を要するため、申請期限までに申請ください。
8	弁当等持参者支援の補助金の給付内容について教えてください。	給食実施日に弁当持参した場合、給食費の1食単価を掛け合わせた給食費相当額(牛乳を飲まない場合は牛乳代を掛け合わせた額)を給付します。(欠席した日は除きます)。

長期欠席等の昼食費支援に関するQA

	質問	回答
1	世帯に「弁当等持参者への支援」の対象となる子がいて、本支援の対象となる場合、「松戸市立学校の弁当支援」と「昼食費支援事業」の両方申請が必要ですか。	別々の支援事業になるため、お手数ですがそれぞれご申請をお願いします。
2	長期欠席で給食を停止するが、届出はいつどこに提出すればよいですか。	提出先は学校です。原則、給食を停止したい日の4日以上前に提出をお願いします。
3	ひと月以上連続して学校を欠席しているが、学校に行く日もあり、給食を停止していません。本支援の対象となりますか。	給食を停止していない場合、給食提供のための食材を発注し、給食費が発生するため、本支援の対象外となります。
4	アレルギーがあるため、給食を停止しています。欠席する日もあるが、おおむね出席しており、出席日は弁当を持参しております。この場合、本支援の対象ですか。	本支援の対象は、ひと月すべて欠席し、給食を停止している場合となるため、対象外となります。弁当持参日は弁当支援の対象となり得ますので、支援内容を確認ください。
5	ふれあい学級やほっとステーションに通学することがあるが、本支援の対象となりますか。	本支援は、ひと月以上すべて欠席し、給食を停止していることが条件であるため、条件に合致する場合は、申請ください。
6	給食を停止し、病院に入院している場合、支援の対象となりますか。	病院に入院している児童生徒は、子ども医療費助成制度による支援があるため、対象外となります。